

「経済民主主義」論の形成と
自由労働組合ⅡADGB

白井英之

I

ヴァイマル体制期のドイツで展開された「経済民主主義」⁽¹⁾ *Wirtschaftsdemokratie* 論に関するこれまでの我が国での捉え方は、この理論を、一九二四年以降の資本主導の合理化運動に対して、肯定的・積極的に対応すべく理論化されたドイツ社会民主党、ドイツ労働組合総同盟 *Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund* (ADGB) の「生産政策論」と把握するのが一般的であり、したがってまた、「経済民主主義」論は「労資協調」⁽²⁾ 的色彩が極めて濃厚であると規定されるのが通例であった。しかし、このような把握は、ADGB、およびその前身である自由労働組合 *Freie Gewerkschaften* に視野を限定すれば、「経済民主主義」論を自己の活動理念の基軸をなす問題として捉えよとした労働組合の前史を無視した形で展開され、何故「経済

民主主義」論が、彼らにとって、一九二四—二五年を境にして中心的課題とならざるを得なかったかという点の考察を欠いたまま導き出された見解であったといえる。

本稿は、このような問題点に対し、「経済民主主義」論をめぐれて自由労働組合ⅡADGBの活動理念の問題として把握し、何故彼らがこの理念に深い関心を抱くに至らねばならなかったかを、第一次大戦後、この労働組合が置かれた現実的状况を考察することにより、析出することを課題としている。こうした考察方法をとるのは、当時の自由労働組合ⅡADGBの活動理念が、第一次大戦以降の彼らをとりにまく状況——とりわけ労資関係の枠組——と分かちがたく結びついて形成されてきたと考えられるからである。ここではとくに、「経済民主主義」に先行する形で、当時の労資関係を基盤として自由労働組合ⅡADGBにより唱えられていた、「経済面での民主主義」*wirtschaftliche Demokratie* 理念に焦点をあて、「経済民主主義」論が形成されるに至る契機をその中から見出そうと思う。この考察の中で、「経済民主主義」論の底流にあった基本思考のひとつが浮き彫りにされるはずである。そこでまずは、「経済面での民主主義」理念生成の現実的基盤を把握することからはじめよう。

(1) その集大成は、Fritz Naphthali, *Wirtschaftsdemokratie*.

Ihr Wesen, Weg und Ziel, Berlin 1928. (山田高生訳『経済民主主義——本質・方途・目標——』御茶の水書房、一九八三年)である。

(2) 服部英太郎『ドイツ社会政策論史(上)』服部英太郎著作集I、未來社、一九六七年。

(3) 塚本健『ナチス経済——成立の歴史と論理——』東京大学出版会、一九六四年、八七—八八頁。

(4) 「経済民主主義」論を幅広い歴史的流れの中から捉えようとする試みについては、とりわけ以下、参照。山田高生「第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(ドイツ・一九一四—一九一八)(1)」、「(2)」、成城大学『経済研究』、第五七・五八号、一九七七年。同「ヴァイマル経済民主主義の成立前史——第一次大戦前における思想的先駆と自由労働組合の社会政策——」、同誌、第七七号、一九八二年。同「ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察」、同誌、第七八号、一九八二年。

II

自由労働組合 A D G B の第一次大戦後における活動理念の現実的基盤は、「労資共同体」Arbeitsgemeinschaft にもとめることができる。「労資共同体」の一応の体系化は、一九一八年十二月四日の「労資共同体暫定款」vorläufige Satzung für die Arbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer (以下『暫定款』と略称)にその端初を見る。もとよりこの『暫定款』の基礎は、同年十一月十五日に労資団体代表間で締結されたいわゆる「シュティンネス＝レーギン協定」Stinnes-Legien-Abkommen (以下『協

定』と略称)に置かれていた。したがって、「労資共同体」を貫く原理は、『協定』が有した原理の延長線上で捉えられねばならないであろう。

『協定』は、労働組合の体制内統合⁽³⁾を前提にして、つぎの二つの原理をそのうちに包含していたと思われる。その第一は、大戦中のような社会・経済面における国家管理・拘束的体制からの離脱原理である。大戦中、とりわけドイツの敗北が濃厚となってきた一九一七年以後の国家権威の失墜は、資本家側の国家依存を極度に後退させ、最後まで労資団体間の『協定』締結を拒んでいた指導的重工業家ライヒャート Jakob Reichert にさえも、一九一八年十月、「国家と政府の不安定な力を考慮すれば」今や労働組合こそが「強力な同盟者」である、と言わしめるに至った。こうして、国家権力の介入を極力回避し、産業上生ずる諸問題を労資間で独自の解決せんとする社会的自治 Soziale Autonomie 理念が生ずる。

その第二は、労資両団体を同権的關係に位置づける集団主義的原理である。『協定』第六項で謳われたような、労働条件確定のための集合協定 Kollektivvereinbarung 締結には、労働組合はもちろん、資本家団体も系統だてられて編成されていることが前提となる。この編成は、資本家側の団体として既に一九一三年、ドイツ使用者団体連合 Vereinigung deutscher Arbeitgeberverband の結成に見られていた。さらに大戦後、一九一九年四月には、資本家団体の再編成の帰結としてドイツ工業全 国連盟 Reichsverband der deutschen Industrie が結成される

に至った⁽⁶⁾。こうして、かの集団主義的原理はその実、労資両団体の利害代表原理として機能することになる。

「労資共同体」は、以上のような二つの原理を具体的に体现すべき体系であった。それは「労資共同体」機構の中に以下のごとく具体化された。「暫定定款」によれば、産業部門ごとく、地方・全国レベルごとくそれぞれ「労資共同体」が形成され、「中央委員会」*Zentralausschuss*、中央理事會「*Zentralvorstand*」を頂点として、これらの「労資共同体」が垂直的に体系化される。各「労資共同体」には、そこへ派生するさまざまな問題、とりわけ労資間紛争の独自の調整・解決の権限が与えられ、その実行にあたる各「労資共同体」の委員会・理事會は、労資各団体から同権的に構成される。つまり、このような機構体系は、社会的自治を基盤とする労資同権原則を貫徹することとなるわけである。

自由労働組合 A D G B が、この「労資共同体」の一環として組み込まれた以上、当時澎湃として湧き起こったレーテ運動・思想に対して、断固たる拒絶の態度をもって臨んだのは当然のことであった。なんとすればこの運動・思想⁽¹⁰⁾においては、レーテこそが労働者の利害代表であると理論化され、労働組合の利害代表としての地位が全く看過されてしまつてゐたからである。「労資共同体」はこうした観点からしても、労働組合にとっては、自己の組織の存続をかけたものであった。

(一) 正式定款が成立したのは、一九一九年十二月十二日であつた。(Werner Richter, *Gewerkschaften, Monopolkapital*

und Staat im ersten Weltkrieg und in der Novemberrevolution (1914—1918), Berlin 1958, S. 261.)

(2) 『協定』全文は『*Reichs-Arbeitsblatt*』[Abk.: RAB], 1918, S. 874. に掲載されてゐる。『協定』成立経緯に關しては以下(6)が詳し。W. Richter, *a. a. O.*, S. 215—248.; Gerald D. Feldman, *German Business Between (sic) War and Revolution. The Origins of the Stinnes-Legien Agreement*, in: Gerhard A. Ritter (Hrsg.), *Entstehung und Wandel der modernen Gesellschaft*, Berlin 1970, S. 313 ff. 栗原良子「ドイツ革命と『ドイツ工業中央労働共同体』(1)」(京都大学『法学論叢』第九一卷第三号、一九七二年)。

(3) その原型は、一九一六年の Vaterländisches Hilfsdienstgesetz に見らる。

(4) W. Richter, *a. a. O.*, S. 204; G. D. Feldman, *Die Freien Gewerkschaften und die Zentralarbeitsgemeinschaft 1918—1924*, in: Heinz O. Vetter (Hrsg.), *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, Köln 1975, S. 236—237.

(5) Ludwig Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart 1949, S. 196—198.

(6) 資本家団体の動向については、栗原優『ナチズム体制の成立』シネルヴァ書房、一九八一年、一七九頁以下、参照。

(7) 「労資共同体」を「工業領域における『利害代表シス

テム」の編成替」を意圖した政策体系と把握する見解については、麻沼賢彦「第一次大戦後ドイツにおける『労資共同体』体制の成立」、名古屋大学『経済科学』、第二六巻第一号、一九七八年、参照。

(8) *RABl.*, 1918, S. 874—875.

(9) Hans-Hermann Hartwich, *Arbeitsmarkt, Verbände und Staat 1918—1933*, Berlin 1967, S. 9.

(10) Vgl. Heinz Josef Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat*, Düsseldorf 1956, S. 119—123, 142—148.

(11) 拙稿「レーテの帰趨に関する一考察」、『一橋研究』、第八巻第三号、一九八三年、参照。

III

「労資共同体」の任務・機構は、『暫定定款』でその基本的枠組が与えられはしたが、現実としての「労資共同体」は、組織的に不完全なものであった。正式定款成立までは、「労資共同体」の頂点に立つ「中央委員会」は組織されておらず、「中央理事会」も暫定的なものにとどまっていた。また、この不完全性は、「労資共同体」の担い手の一翼である労働組合の側にも起因する。大戦中から自由労働組合内部で、組合指導部に対抗する形で形成され、階級闘争的方向を志向していたいわゆる「組合内反対派」の動きは、「労資共同体」を内部的に崩壊させる決定的な因子ともなっていたのである。

それは既に、一九一九年三月のドイツ金属労働組合、および同年六月の銅加工組合大会において、「労資共同体」からの組合の脱退が提起されたことに端的に表われている。さらに、一九二〇年十一月の第九回A D G B委員会(ADGB-Ausschuss (Bundesausschuss))の席上、金属・繊維・銅加工等、計九組合の委員が、「労資共同体」からの脱退を主張するに至っており、反「労資共同体」の動きが強まっていた。こうした「労資共同体」における労働組合側の内部分裂が、その活動を実効的なものとしなかったのは当然のことであったといえる。

このような状況に対し、組合指導部が「労資共同体」存続のためにとった途は、当時のレーテをめぐる議論の中から導出された「経済協議会」Wirtschaftsratの体系と、「労資共同体」の体系との結合を図ることであった。この「経済協議会」構想は、レーテ制度化の動きの中で、一九一九年三月五日の政府声明に基づいて憲法で謳われることになったものである。政府声明はその冒頭で、「労働者レーテArbeiterräteは経済的利害代表として基本的に認められる」と述べていたし、また、同年六月の社会民主党大会においてもこの政府方針が支持されるに至った。以上、労働組合側もこの方針を甘受せざるを得なかった。

しかし、こうした方針は、自由労働組合にとってみれば、「労資共同体」のもので唯一の被用者代表として認められていた自己の基盤が、レーテにより崩されるという危険を孕むものでもあったのである。この事態は、自由労働組合が、前述のごとくレーテ反対の態度から、「労資共同体」とレーテとの整合的

な存在を認める方向へと態度を転換させねばならぬことを意味する。しかもそのためには、まさに制度化されようとしていた「経済協議会」においてもまた、「労資共同体」と同様の原理が貫徹せねばならなかった。

「経済協議会」構想は、憲法第一六五条に基づいて出された一九二〇年五月の「暫定全国経済協議会政令」Verordnung über den vorläufigen Reichswirtschaftsrat⁽¹⁾により具体化された。それによれば、「暫定全国経済協議会」(以下『全国経済協議会』と略称)は、計十部門から構成され、企業家と被用者の利害が関係する六部門においては、それぞれ労資同数のメンバーが双方の団体から派遣され、労資同権原則が貫徹される。また、その任務は、社会政策・経済政策に関する重要法案の審議・答申、社会政策的・経済政策的諸問題の討議等であり、いわゆる社会的自治の機能を果たすべきものであった。これらの点からすれば、この『全国経済協議会』は、タイムの言うように、「労資共同体」の継続的思考上にあると捉えられる⁽²⁾。また、そうであったが故に、一九二〇年、ADGBの指導部は、「経済協議会」の実現をもって「労資共同体」からの脱退準備をも画策していたのである⁽³⁾。

「労資共同体」はこうして、その原理を同じくする「経済協議会」の体系との結合、あるいはそれへの機能吸収とどう形で、名目上一九二四年三月まで存続する。

そこでつぎに、冒頭で論じた課題に応えるべく、自由労働組合ADGBの理念形成という観点から、彼らのはかかる体系を

いかに把握していたかの点に考察をすすめよう。

- (1) W. Richter, a. a. O., S. 261—263.
- (2) Vgl. Gerhard Laubscher, *Die Opposition im Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB) 1918—1923*, Frankfurt am Main 1979, S. 87—116.
- (3) *Ebenda*, S. 55—56. イー・ツング金属労働組合は、同年に「労資共同体」から脱退した(H.-H. Hartwich, a. a. O., S. 11.)。
- (4) 委員会は各組合委員長から構成され、半年に一度は開催されることになった(Salomon Schwarz, *Handbuch der deutschen Gewerkschaftskongresse*, Berlin 1930, S. 34—35.)。
- (5) G. Laubscher, a. a. O., S. 57.
- (6) 実際の活動は一九一九年春までで、暫定「中央理事会」がその任にあっていた。具体的には以下、参照。
W. Richter, a. a. O., S. 320—336.
- (7) 本稿次節、参照。
- (8) Vgl. L. Preller, a. a. O., S. 240.
- (9) 前掲拙稿「一〇八一—一二頁」参照。
- (10) H. J. Varain, a. a. O., S. 122—123.
- (11) *Reichs-Gesetzblatt* [Abk.: RGBl.], 1920, S. 858—869.
- (12) 全国経済協議会の下位体系として憲法で予定されていた地区経済協議会 *Bezirkswirtschaftsräte* は実現されなかった。

- (13) ここであらう六部門とは、農林業、園芸、漁業、工業、商業・銀行・保険、交通・公營事業、手工業を指す (RGBl., 1920, S. 858—865.)。
- (14) L. Preller, a. a. O., S. 251—252; Karl Schwarzkopf, Der vorläufige Reichswirtschaftsrat, *Die Öffentliche Verwaltung*, 1952, S. 559.
- (15) 『全国経済協議会』は、その下部の委員会として、「経済政策委員会」、「社会政策委員会」等、計九の委員会 Ausschuss を有し、またその下に分科会 Unterausschuss を設けた委員会もあった。これらはいずれも労資同権的に構成された (Vgl. Karl Zwing, *Sozialogie der Gewerkschaftsbewegung*, Jena 1925, S. 108, 110.)。
- (16) これらの重要法案は、政府がまず、『全国経済協議会』に提出し、そこでの審議・答申を受けた後、議会に提出されることになった。
- (17) RGBl., 1920, S. 868—869.
- (18) Helga Timm, *Die deutsche Sozialpolitik und der Bruch der grossen Koalition im März 1930*, neue Aufl., Düsseldorf 1982, S. 35—36.
- (19) L. Preller, a. a. O., S. 266.
- (20) Ebenda, S. 252.

IV

「労資共同体」に対する自由労働組合 II A D G B の評価は、

レギーン Carl Legien (ウムプライイトら、組合指導者による『協定』の積極的評価を皮切りに⁽¹⁾、ニュルンベルクでの一九一九年の、およびライプツィヒでの一九二二年の二つの労働組合大会における議論の中に見出すことができる。ここで、ニュルンベルク大会におけるコーエン Adolf Cohen⁽²⁾、ライプツィヒ大会におけるヴィッセル Rudolf Wissell⁽³⁾の各報告を手がかりとするならば、組合側は、「労資共同体」の意義をつぎの二点から捉えていたといえる。

その第一は、「労資共同体」の集団主義的原理に利害代表原理から導出されるものであって、労資同権原則への積極的評価である。これは、ニュルンベルク大会において、今後の組合活動の基本線を打ち出した「労働組合の将来の活動に関する方針」Die Richtlinien über die künftige Wirksamkeit der Gewerkschaften (以下『方針』と略称)第二項で強調された。すなわち、「労資共同体」は、「経済生活のあらゆる問題が同権的代表を基にして解決されるべき」ものとして定式化され、「労資共同体創出により、企業家を経済面での民主主義 wirtschaftliche Demokratie への道へと至らしめた」というのである⁽⁴⁾。

また、この大会で「労資共同体」について報告したコーエンは、『協定』および『暫定定款』こそ、従来から労働組合により探求されていたものを確定したのであって、これが労資の同権的關係に他ならないと規定した。この観点は、ライプツィヒ大会におけるヴィッセル報告にもそのまま継承されていた⁽⁵⁾。

その第二は、「労資共同体」の社会的自治機能から導出され

る。つまり、「労資共同体」が、社会政策・経済政策面の諸問題の独自の解決、あるいは討議等をその任としていた点から、これらは、経済指導への参加 *Beteiligung an der Wirtschaftsführung* の現実的基盤を与えるものとして捉えられるのである。この点は、『方針』第三項で暗示的に提起されていた。また、コーエンも、当時未だに現実化していなかった「経済協議会」の体系を「労資共同体」の体系と結合させること、より具体的にいふならば、「労資共同体」における被用者代表をも、近く設立されるはずとなっていた全国経済協議会に参加させることにより、被用者の大きな影響のもとで、社会的・経済的関係が形成される旨を示唆していた。

この経済指導への参加という観点をより前面に押し出したのはヴィッセルであった。彼は、今や国民経済の再建は労働者階級なしで済ますことができないとの認識に立ち、つぎのように論ずる。現在の労働組合には、全体の利益 *Gemeinsame Nutzen* の点からして国民経済の発展に協力する義務が生じており、ここにおいて、生産等の問題で「労働者は多くの面で使用者と利益が一致している状況にある。したがって、「経済的諸問題は共同的労働 *Gemeinsame Arbeit* のうちで解決されねばならない」と。彼はこうした点に「労資共同体」の意義を認め、さらに一歩進めて、以上のような状況は、被用者が経済機構の中に入り込むことであり、経済を指導する能力があるということである。よって被用者は、経済指導の中に入って成長するという可能性を充分利用せねばならない、と主張した。この報告に

においてヴィッセルは、ニュルンベルク大会採択の『方針』を受け継いで、「経済面での民主主義」理念を再規定せんとしたのである。この理念は、「労資共同体」ばかりでなく、それと同一原理を有して存在していた『全国経済協議会』にも当然のごとく適用されるべきものであった。

では、この「経済面での民主主義」理念の核心は、いかなる点に求められるべきであろうか。この点を捉えるために、これまで述べてきた「労資共同体」、「全国経済協議会」を労資関係の現実的な枠組から規定するとすれば、それは極めて「労資協議」的枠組の体現として把握されよう。この点は、さきのヴィッセル報告の中にも充分看取される。いや、むしろ逆に、その成立経緯、機構からすれば、「労資協議」的機能をよりいっそう効果的にするための体系そのものが、「労資共同体」、「全国経済協議会」であったといつてよい。コーエン、ヴィッセルらに代表される「経済面での民主主義」という理念は、この枠組の中においてのみ形成され得たのである。

この点を踏まえるならば、さらにつきぎのようにもいえる。すなわち、「経済面での民主主義」理念は、「労資共同体」、「全国経済協議会」という「労資協議」的枠組が崩壊した時点でその理念の現実的基盤の喪失を意味するのであり、そのことは、この理念の崩壊を意味するのである。こうした時点で自由労働組合 *ADGB* は、新たな理念への模索を始めねばならぬであろう。しかも、この新たな理念は、従来の労資関係の現実的な枠組の転換を充分認識しつつ、「労資共同体」、「全国経済協議

会』で獲得した成果を踏まえた上に打ち立てられねばならぬであらう。こうして、「経済面での民主主義」理念を転換させたところから「経済民主主義」理念が生ずることになる。

(1) ヲギーン『協定』評価にのっとり、RABl, 1919, S. 769. 参照。またウムブレイトは『協定』による労資同権

原則の承認を「集団主義的労働法の最終的勝利」と評した(Paul Umbreit, Die Arbeitsgemeinschaft zwischen Arbeitgeberverbänden und Gewerkschaften, Die Neue Zeit, 37. Jg., 1. Bd., 1919, S. 318.)⁹

(2) *Protokoll der Verhandlungen des zehnten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu Nürnberg vom 30. Juni bis 5. Juli 1919* [Abk.: *Protokoll. Nürnberg. J.*, Berlin-Bonn 1980, S. 453—467.

(3) *Protokoll der Verhandlungen des elften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (1. Bundstag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten zu Leipzig vom 19. bis 24. Juni 1922* [Abk.: *Protokoll. Leipzig. J.*, Berlin 1922, S. 465—478, 497—502.

- (4) 以下を主として組合指導部の論調をとり上げる。
- (5) *Protokoll. Nürnberg.*, S. 58.
- (6) *Ebenda.*, S. 461, 463—464.
- (7) *Protokoll. Leipzig.*, S. 470.
- (8) この点については、ローヘンが報告の際に提示した体系図は、議事録(本節註(2))の巻末に収められている。

(9) *Protokoll. Nürnberg.*, S. 463.

(10) ヲィンヤル報告は「組合内反対派」が階級闘争の強化を主張して、「労資共同体」に対する攻撃的提案を統出させた(*Protokoll. Leipzig.*, S. 62—64.)のに対し、「労資共同体」維持の立場からなされた。

(11) *Protokoll. Leipzig.*, S. 468—471.

(12) *Ebenda.*, S. 37—38.

(13) それは、ウィンヤルがこの報告をいた議題「労資共同体と経済協議会」Arbeitsgemeinschaft und Wirtschaftsräteに表わしている。

(14) Vgl. Loher Erdmann, Zu den Richtlinien für die künftige Wirksamkeit der Gewerkschaften, *Die Arbeit.*, 2. Jg., 1925, S. 385 ff.

▼

「経済面での民主主義」理念の現実的基盤の崩壊は、一九二三—二四年にかけて決定的局面を迎える。『全国経済協議会』は、一九二〇年六月に第一回会議が開催されて以来活動を続け、一九二三年六月の第五八回会議以降、会議は開催されず、ライバルトをして一九二四年「全国経済協議会は……一九二四年初頭以来、全く活動を停止してしまつた」とまで言わしめた。他方、既に実質的に機能を果していなかつた「労資共同体」に関していえば、一九二三年十二月のA.D.G.B委員会において、「労資共同体」維持は困難であるとの結論に至り、翌一

九二四年一月、この点が公式に発表された。⁽³⁾そして、同年三月三十一日をもって、ADGBは「労資共同体」から脱退する。⁽⁴⁾かかる事態は、一九二三年以降、急速に加速されたインフレーションを契機としたいわゆる「資本の巻き返し」に起因していた。この資本復興の過程で、大戦後の労資関係は既に解体する方向にあったのであり、ADGBの「労資共同体」脱退も、その主要な理由は、「労資共同体」内部における企業家側の非協力的態度にもとめられていた。⁽⁵⁾こうした「労資協調」的枠組の解体は、これを基盤として形成された従来の「経済面での民主主義」理念の転換をADGBに迫り、ここでADGBは新たな理念を提起せねばならなくなる。一九二五年のADGBプレスラウ大会は、まさにこの課題を担うものであった。そしてここで提起されたのが、新たな理念としての「経済民主主義」だったのである。したがって、「経済民主主義」理念は、「経済面での民主主義」理念の中に見られたような、社会・経済面での問題解決・調整の共同の担い手を資本使用者側に求めるという「労資協調」的装いをまとうものではなく、労働組合にわたっての新たな担い手を求めた上で、当時ドイツのおかれた資本主義体制を再考し、逆に、漸次的な社会改革をその内容とする「労資対抗」とでもいうべき方向へと理論化されねばならなかった。ADGBにより定式化された「経済民主主義」論は、以上のような経緯の中ではじめて位置づけることができるものと思われる。

(1) Anton Felix Napp-Zinn, *Wirtschaftsräte und über-*

triebliche Mitbestimmung in Deutschland, in Walter Weddigen (Hrsg.), *Zur Theorie und Praxis der Mitbestimmung*, 2. Bd., Berlin 1964, S. 100—101.

(2) Theodor Leipart, *Gewerkschaften und Reichswirtschaftsrat, Die Arbeit*, 1. Jg., 1924, S. 193.

(3) Vgl. *Jahrbuch des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes* [Abk.: *Jahrb. d. ADGB*] 1923, Berlin 1924, S. 176.

(4) Ebenda, S. 176.; L. Preller, a. a. O., S. 298—299.

(5) インフレーションと資本の運動については、例えば、吉田和夫『ドイツ合理化運動論』ネルヴァ書房、一九二六年、参照。

(6) *Jahrb. d. ADGB, 1923*, S. 176.

(7) 例えば、「経済民主主義」Die Wirtschaftsdemokratieと題したイマヌエル・ヘermann Jäckelの報章「*Protokoll der Verhandlungen des 12. Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands* (2. Bundesstag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes). *Abgehalten in Breslau vom 31. August bis 4. September 1925*, Berlin 1925, insb. S. 206—207.)。

(8) この「新しい」新たな担い手とは、ライムント・ホルンマインツの唱えた民主的國家民主制の Staat 論と結びつた「國家」Pöschel (Vgl. T. Leipart, *Gewerkschaften und Volk. Zum Gedächtnis von Carl*

Legiens Sterbetag, *Die Arbeit*, 3. Jg., 1926, S. 8.; Rudolf Hillering, Die Aufgaben der Sozialdemokratie in der Republik, in: *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*,

abgehalten in Kiel vom 22. bis 27. Mai 1927, Berlin-Bonn-Bad Godesberg 1974, S. 168—170.)^o

(一橋大学大学院博士課程)